

## 山口市社会貢献活動補償制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内に活動の拠点を置くコミュニティ活動団体が活動の中で不測の事故により当該活動の参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、指導者等が法律上の損害賠償責任を負った場合及び指導者等又は参加者が急激かつ偶然な外来の事故によって死亡し、又は傷害を負った場合に、山口市社会貢献活動補償制度（以下「本補償制度」という。）によりこれを補償することで、コミュニティ活動が促進され、もって協働によるまちづくりの進展に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コミュニティ活動 コミュニティ活動団体が行う社会貢献活動で、本来の職場を離れて自由意志のもとに行う継続的、計画的又は臨時の公益性のある無報酬（交通費等実費程度は無報酬とみなす。）の直接的活動で、政治、宗教のために行う活動及び自己のために行う活動を除いた活動とし、概ね別表1に定めるものとする。
- (2) コミュニティ活動団体 市民5人以上により自主的に組織され、コミュニティ活動を行っている市内に本拠地を有する団体をいう。
- (3) 指導者等 コミュニティ活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者
- (4) 参加者 コミュニティ活動団体が行う活動へ直接的に参加する者

### (保険契約)

第3条 市は、本補償制度による補償を保全するため、保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社との間で保険契約を締結するものとする。

### (補償期間)

第4条 本補償制度の補償期間は、毎年5月1日午後4時に始まり、翌年5月1日午後4時に終わる。

### (補償対象事故)

第5条 本補償制度の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 賠償責任事故 コミュニティ活動中に、指導者等の過失により、他人の生命若しくは身体を害し又は他人の財物を滅失、毀損若しくは汚損した場合において、指導者等が法律上の損害賠償責任を負担することとなる事故

(2) 傷害事故 コミュニティ活動中（活動に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路における往復中を含む。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故により指導者等又は参加者（以下「参加者等」という。）が、死亡又は負傷した事故（賠償責任事故の適用除外）

第6条 前条第1号の規定にかかわらず、賠償責任事故のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、本補償制度による補償は適用されないものとする。

- (1) 故意による事故
- (2) 施設の建設、改装、修理及び取り壊し等の工事に起因する賠償責任事故（テント及びやぐら等の行事用架設工事は除く。）
- (3) 航空機、昇降機及び自動車並びに動物の所有、使用及び管理に起因する賠償責任事故
- (4) 地震、洪水及び津波等の自然災害によるもの
- (5) その他第3条に規定する保険契約により定められた約款及び特約事項等に補償の適用除外の定めのあるもの

（傷害事故の適用除外）

第7条 第5条第2号の規定にかかわらず、傷害事故のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、本補償制度の補償は適用されないものとする。

- (1) 故意による事故
- (2) 脳疾患、疾病及び心神喪失による事故
- (3) 自殺行為及び犯罪行為による事故
- (4) 無免許運転、酒気帯び運転又は薬物等の影響により正常な運転ができない状態での事故
- (5) むちうち症又は腰痛で他覚症状がないもの
- (6) 地震、洪水及び津波等の自然災害によるもの
- (7) 熱中症・細菌性食中毒によるもの
- (8) その他第3条に規定する保険契約により定められた約款及び特約事項等に補償の適用除外の定めのあるもの

- (9) 市の加入する公民館総合補償制度の適用となるもの

（賠償事故に係る補償金）

第8条 賠償責任事故による補償金の額は、損害賠償金から第3条の規定により市と契約を締結した損害保険会社（以下「保険会社」という。）が認めた費用につき免責金額5,000円を除き、次に掲げる金額を限度とした額とする。

- |           |        |         |
|-----------|--------|---------|
| (1) 対人賠償  | 1名につき  | 6,000万円 |
|           | 1事故につき | 3億円     |
| (2) 対物賠償  | 1事故につき | 500万円   |
| (3) 保管物賠償 | 1事故につき | 300万円   |

(傷害事故に係る補償金)

第9条 傷害事故の補償金の額等は次のとおりとする。

- (1) 死亡補償金 参加者等が、傷害事故を原因として当該事故の日から180日以内に死亡したときは、保険会社は、その者の法定相続人に対し、死亡補償金500万円を支払うものとする。
- (2) 後遺障害補償金 参加者等が、傷害事故を原因として当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたときは、保険会社は、その者に対し、後遺障害補償金を支払うものとする。後遺障害補償金は、一時金とし、後遺障害の程度により保険会社の算定表に基づき死亡補償金の3%から100%の範囲で支払うものとする。
- (3) 入院補償金及び通院補償金 参加者等が、傷害事故を原因として生活機能又は業務能力の減失若しくは減少を生じ、かつ、医師の治療を受けた場合において、保険会社は、その者に対し入院補償金又は通院補償金を支払うものとし、その額は次のとおりとする。

補償金の額（治療日数1日につき）及び事故の日からの支払い限度日数

入院補償金 3,000円 180日

通院補償金 2,000円 180日までの間において90日分

(事故発生報告)

第10条 本補償制度の適用を受けようとするコミュニティ活動団体は、賠償責任事故又は傷害事故（賠償事故及び傷害事故の同時発生を含む。）が発生したときは、コミュニティ活動団体の責任者を通して、速やかに市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告を受理した場合において、当該事故が本補償制度の対象とするコミュニティ活動中に生じたものと認められる場合は、速やかに保険会社に通知するものとする。

3 市長は、第1項の報告があった場合において、当該事故が本補償制度の対象となるコミュニティ活動中のものであるかどうか判定が困難な場合には、事故判定委員会に諮り意見を求めるものとする。

(事故判定委員会)

第11条 市長は、前条第3項の諮問を行うため事故判定委員会を設置する。

2 事故判定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(所管課)

第12条 この要綱に定める事務は、地域生活部協働推進課において処理する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補償制度に関し必要な事項は、保険会社の保険約款及び特約条項等の規定によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年1月31日から施行する。  
(保険の始期の特例)
- 2 この要綱の施行時における保険期間の始期は、この要綱の規定にかかわらず、平成20年4月1日午前0時とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成22年3月31日までに発生した事故においては、申請が平成22年4月1日以降であっても改正前の要綱を適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。